5.389F
　アルジェリア、ベナン、カーボヴェルデ、エジプト、イラン、マリ、シリア及びチュニジアでは、移動衛星業務による1980―2010MHz及び2170―2200MHzの周波数帯の使用は、固定業務及び移動業務に有害な混信を与えてはならず、2005年１月１日前にこれらの業務の発達を妨げてはならず、また、前者の業務は後者の業務から保護を要求してはならない。
5.390（未使用）
5.391
　2025―2110MHz及び2200―2290MHzの周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ＩＴＵ―Ｒ勧告ＳＡ．1154に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。
5.392
　主管庁は、2025―2110MHz及び2200―2290MHzの周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、２以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射が、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課すことがないように、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。
5.392A（未使用）
5.393
　付加分配：カナダ、アメリカ合衆国、インド及びメキシコでは、2310―2360MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務（音声）及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の25MHzの周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項３を除き、デジタル音声放送に限定し、また、決議第528（ＷＲＣ―03、改）の規定に従うことを条件とする。
5.394
　アメリカ合衆国では、航空移動業務による遠隔測定のための2300―2390MHzの周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。カナダでは、航空移動業務による遠隔測定のための2360―2400MHzの周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。
5.395
　フランス及びトルコでは、航空移動業務による遠隔測定のための2310―2360MHzの周波数帯の使用は、移動業務のその他の使用に対して優先権を有する。
5.396
　無線通信規則第5.393号の規定に従って運用される2310―2360MHzの周波数帯を使用する放送衛星業務の宇宙局は、他の国々に分配されている業務に影響を与えないよう、決議第33（ＷＲＣ―97、改）に従って調整及び通告されなければならない。補助的な地上放送局は、その使用前に、隣接国との調整を条件とする。
5.397（未使用）
5.398
　2483.5―2500MHzの周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第4.10号の規定は適用されない。
5.398A
　業務の種類の地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナでは、2483.5―2500MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務に分配する。これらの国々における無線標定業務の局は、2483.5―2500MHzの周波数帯において、無線通信規則に従って運用する固定業務、移動業務及び移動衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。
5.399
　無線通信規則第5.401号で言及する場合を除き、2483.5―2500MHzの周波数帯において、2012年２月17日以降に通告情報が無線通信局に受領され、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナを含む業務区域において運用を行う無線測位衛星業務の局は、無線通信規則第5.398A号に従ってこれらの国々で運用する無線標定業務の局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。
5.400（未使用）
5.401
　アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、ブルンジ、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、2483.5―2500MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、ＷＲＣ―12以前より一次的基礎で無線測位衛星業務に既に分配されている。完全な調整情報が2012年２月18日以前に無線通信局により受領されている無線測位衛星業務のシステムは、調整要求情報の受領日現在で規則上の地位は保持される。
5.402
　移動衛星業務及び無線測位衛星業務による2483.5―2500MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に従って調整を行うことを条件とする。主管庁は2483.5―2500MHzの周波数の発射による電波天文業務への有害な混信（特に、世界的に電波天文業務に分配された4990―5000MHzの周波数帯に落ち込む第二高調波により生じる混信）を防止する全ての可能な措置を執ることを要請される。
5.403
　2520―2535MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、航空移動衛星を除く移動衛星業務（宇宙から地球）の国境内に限定した運用のためにも使用することができる。無線通信規則第9.11A号の規定を適用する。
5.404
　付加分配：インド及びイランでは、2500―2516.5MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、無線測位衛星業務（宇宙から地球）の国境内に限定した運用にも使用することができる。
5.405（未使用）
5.406（未使用）
5.407
　アルゼンチンでは、2500―2520MHzの周波数帯の移動衛星業務（宇宙から地球）の宇宙局からの地表面での電力束密度は、関係主管庁との同意が成立しない限り、－152dB（W／㎡／４kHz）を超えてはならない。
5.408（未使用）
5.409（未使用）
5.410
　2500―2690MHzの周波数帯は、第一地域では無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として対流圏散乱による通信に使用することができる。無線通信規則第9.21号の規定は、第一地域の完全に外側にある対流圏散乱回線には適用しない。主管庁は、この周波数帯における新たな対流圏散乱通信システムの開発を避けるため、実行可能な全ての努力をしなければならない。この周波数帯で新たな対流圏散乱による無線通信回線を計画する場合には、この回線のアンテナが、静止衛星の軌道方向を向かないよう、実行可能な全ての措置を執らなければならない。
5.411（未使用）
5.412
　代替分配：キルギス及びトルクメニスタンでは、2500―2690MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に分配する。